

聖隷学園第2 テニスコート、フットサルコート使用規則

(目的)

第1条 この規則は、聖隷学園第2 テニスコート及びフットサルコートが有効に使用されるために必要なことを定めます。

(管理)

第2条 聖隷学園第2 テニスコート及びフットサルコートは聖隷学園の共通施設として、中・高等学校総務部が使用管理業務を行います。

(使用)

第3条 聖隷学園第2 テニスコート及びフットサルコートは、原則として次のことに使用し、優先順位は以下のとおりとします。

- (1) 中・高等学校、小学校の授業
- (2) 中・高等学校、小学校の行事
- (3) 中・高等学校生徒の部活動、小学校児童の課外活動
- (4) 大学・専門学校が行う行事
- (5) その他

(ア) 第2 テニスコートはNo.5 コートを、午後7時から午後9時まで学園教職員、大学・専門学校の学生、聖隷集団各施設の職員等のテニス活動に使用。

(イ) フットサルコートは、月曜日、水曜日、金曜日の午後6時30分から午後9時まで及び、毎月第一、第二、第四日曜日夜間を大学・専門学校の学生及び、一般貸出しとし、その他については、聖隷フットボールクラブと中・高等学校が調整の上、使用。

(ウ) その他学園が特に必要と認める活動(原則として授業時間帯を除く)。

(使用時間)

第4条 原則として午前7時30分から午後9時までとし、日曜日、祝日その他の休日もこれに準じます。

(使用手続)

第5条 第2 テニスコート及びフットサルコート使用の手続は、以下の方法で行います。

- (1) 中・高等学校の授業・部活動・行事での使用については、あらかじめ中・高等学校総務部が、小学校の授業・課外活動・行事での使用については、あらかじめ小学校・グローバルスクールコース(中・高等学校)総務部が使用予約を行います。
 - (2) 大学及び専門学校の行事での使用については、その都度、関係者が中・高等学校総務部へ連絡してください。
 - (3) 学生のクラブ、サークル活動については、施設使用許可申請書に年間計画書を添えて、クラブ、サークル単位で責任者が学生サービスセンターに提出してください。
 - (4) 上記(1)から(3)以外については、中・高等学校総務部又は大学総務部へ直接申請してください。
2. 前2から4号による使用の際は、中・高等学校総務部、大学総務部、学生サービスセンターいずれかに申し出て鍵を受け取り、使用后、鍵返却時に本規則に定める使用料を中・高等学校総務部または大学総務部に納めてください。

- (使用上の注意)
- 第6条 使用者は聖隷学園第2テニスコート及びフットサルコートを使用するにあたって、次に掲げる事項を厳守してください。
- (1) 使用の際は良識をもって施設・設備を使用し、近隣施設の迷惑とならないよう配慮してください。
 - (2) 施設内には専用シューズでの入場をお願いします。
 - (3) 飲物以外の食物及びペット類を施設内に持ち込まないようお願いします。また空缶は販売機横の回収箱に入れ、その他のごみは使用者が処理してください。
 - (4) 施設内の禁煙にご協力ください。
 - (5) 外周フェンスをサーブやシュート等の練習に使用しないで下さい。
 - (6) 野球場クラブハウス内ロッカー室のロッカーの鍵は、コート使用中のみ使用し、コート使用後外部に持ち出さないでください。
 - (7) 照明は使用コート単位とし、当該コートの使用が終わったら消灯してください。
 - (8) プレー終了後は、コートを整備し、テニスコートにおいてはネットを緩めてください。
 - (9) 使用時間帯内で最終使用者となった場合は、野球場クラブハウス及びコート出入口扉を施錠してください。
 - (10) 使用後はすみやかに鍵を返却し、複写、転貸等しないで下さい。
 - (11) その他教育用コートにふさわしい使用をお願いします。
 - (12) 駐車場利用の際は、花木保護のため前進駐車をお願いします。
2. 以上の注意に反する使用があった場合は、使用を禁止することがあります。

- (使用料)
- 第7条 聖隷学園第2 テニスコート及びフットサルコートの使用料は、別表1のとおりとします。
2. 聖隷学園の学生・生徒・児童及び教職員の使用については、使用料を免除します。
 3. 聖隷学園の学生又は教職員が、家族・友人と共に使用する場合も使用料を免除します。ただし、聖隷学園の学生又は教職員が所属するグループが、団体として使用する場合の使用料は別表1のとおりとします。
 4. 聖隷集団各施設の職員並びに施設居住者及び浜松総合スポーツクラブ(特定非営利活動法人)の使用については、使用料の半額を免除します。
 5. 聖隷フットボールクラブについては、当分の間、サッカー場使用料に準じます。

- (改廃)
- 第8条 この規則の改廃は、執行役員会が行う。

- 附則 この規則は、2002年6月21日から施行する。
- 附則 2005年4月1日一部改定(常勤理事会を執行役員会に変更)
- 附則 2017年1月20日一部改定(管理、使用、使用手続)
- 附則 2020年4月1日一部改定(小学校開設に伴う改定)
- 附則 2022年4月1日一部改定(使用手続)

別表1

	テニスコート	フットサルコート
昼間	1面 1,000円/時間	1面 1,500円/時間
夜間	1面 1,200円/時間	1面 1,800円/時間